

平成24年2月1日
総長裁定

東京大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本学における博士課程教育リーディングプログラム（以下「プログラム」という。）に選抜された優秀な大学院学生への支援経費である奨励金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 奨励金を受給することができる者は、プログラムに選抜された本学大学院の区分制の博士課程又は医学、獣医学若しくは薬学を履修する博士課程の学生で、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 日本学術振興会特別研究員事業その他の給付型経費を受給していないこと。
- (2) 選抜されたプログラムに1年間継続的に属していること。

(申請)

第3条 奨励金の受給を希望する者は、プログラムが指定する申請書類をプログラムの責任者に提出しなければならない。

(選考)

第4条 プログラムの責任者は、選考に当たり、選考に関する委員会等（以下「選考委員会等」という。）を組織する。

2 選考委員会等は、次の各号に定める選考基準を踏まえて審査を行い、受給候補者を選考する。

- (1) 主体的に独創的な研究を計画及び実践させることにより、将来グローバルに活躍するリーダーとなることが見込まれること。
- (2) 学業成績が優秀であること。
- (3) 前2号のほか、選考委員会等が別に定める選考基準

(支給決定及び公表)

第5条 プログラムの責任者は、選考委員会等の選考結果に基づき、奨励金の受給者を決定し、当該学生の氏名を公表するものとする。

(支給期間)

第6条 支給期間は、1会計年度内とし、プログラムの修了までの期間については、予算の状況に応じて毎年度更新するものとする。ただし、標準修業年限を超えて支給することはできない。

(支給額)

第7条 奨励金の支給額は月額とし、学生の能力に応じ、プログラムの効果的な実施に適した配分となるよう、プログラムの責任者が適切に定めるものとする。ただし、その上限額は、20万円とする。

(支給)

第8条 奨励金は、本学の支給に関する取扱いに基づき、支給するものとする。

- 2 プログラムの責任者は、奨励金の支給に当たっては、受給している学生の学業成績を定期的に確認するものとする。

(支給の停止)

第9条 プログラムの責任者は、第7条の支給期間中に学生が休学、退学その他プログラムの履修等の継続ができなくなった場合には、支給を停止する。

- 2 プログラムの責任者は、受給している学生の研究指導教員と協議のうえ、前条第2項の学業成績が不良であると判断した場合には、支給を停止することができる。
- 3 前2項について、支給停止の事由が止んだ場合には、支給を再開することができる。

(奨励金の返還)

第10条 プログラムの責任者は、受給者として適当でない事実又はプログラムの運営に係る不適正な支出が認められた場合は、既に支給した奨励金の一部又は全部を返還させる。

(実施体制の整備)

第11条 プログラムの責任者は、第2条第1号の受給していないことを証明できる書類の作成及び保存、第8条第1項の学生へ奨励金を支給したことが証明できる書類の保存その他奨励金を適正に支給するために必要な体制を整備しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、奨励金の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成26年6月12日から実施する。